

茅ヶ崎海岸侵食対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、茅ヶ崎海岸侵食対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、茅ヶ崎海岸（柳島地区～菱沼海岸地区）において、防護、利用及び環境を考慮した侵食対策について協議を進め、実施計画に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の項目について協議する。

- (1) 侵食状況の把握について
- (2) 侵食対策について
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項について

(組織)

第4条 協議会の組織は、別表に掲げる委員とする。

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、日本大学小林昭男特任教授とする。

3 副会長は、一般財団法人土木研究センター宇多高明なぎさ総合研究所長とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同じ団体等に所属する代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、藤沢土木事務所なぎさ港湾課において処理する。

(会議の公開)

第8条 別に定める協議会傍聴要領によるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年4月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年9月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年1月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年1月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年3月15日から施行する。

別表（茅ヶ崎海岸侵食対策協議会 名簿）

（順不同・敬称略）

職名	所属団体名	氏名
会長	日本大学理工学部海洋建築工学科特任教授	小林 昭男
副会長	一般財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究所	宇多 高明
委員	茅ヶ崎海水浴場事業協同組合	五十嵐 昌輝
委員	海岸地区自治会連合会	林 正明
委員	公益社団法人 茅ヶ崎青年会議所	<u>舩津 憲幸</u>
委員	サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ	小川 恵一郎
委員	中海岸自治会	飯島 正明
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	重田 孝一
委員	茅ヶ崎市サーフィン業組合	鈴木 正
委員	茅ヶ崎商工会議所	<u>金子 皓大</u>
委員	ほのぼのビーチ茅ヶ崎	伏見 康博
委員	湘南レスキュー隊	中谷 泰二
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	米山 茂明
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	真間 義嘉
委員	菱沼海岸緑自治会	岡崎 進
委員	湘南地区まちぢから協議会	高山 和茂
委員	南湖地区まちぢから協議会	三觜 健一
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	<u>今澤 雄三</u>
委員	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	<u>門脇 努</u>
委員	茅ヶ崎市経済部	吉川 勝則
委員	神奈川県環境農政局 水産技術センター相模湾試験場	加藤 充宏
委員	神奈川県県土整備局 河港課	<u>荒井 千里</u>
委員	神奈川県藤沢土木事務所	<u>星名 隆</u>